

平成 18 年度

## 包括外部監査結果及び意見の概要

「負担金補助及び交付金」に関する  
財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人  
公認会計士 山田 拓幸



## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 個別検討対象補助金等の抽出

次のとおり19件の個別検討対象補助金等を抽出し、平成17年度を監査対象期間として検討した。ただし、外郭団体に対する補助金等については、市における外郭団体との関係、取引のあり方とともに検討することが効果的であるため、今年度においては、監査対象から除いた。

表番号	区分	名称	交付先	所管課	開始年度	平成17年度 決算額(千円)
1	補助金	自治会館建設等助成金	自治会	市民生活部・市民活動課	昭和45	21,288
2	補助金	土地改良事業補助金	土地改良区、水利組合、農業協同組合	市民生活部・農政課	昭和39	19,310
3	補助金	救急医療経費等に対する補助金	枚方市民病院	健康部・健康総務課	昭和35	944,622
4	補助金	街かどデイハウス事業補助金	街かどデイハウス	健康部・高齢社会室	平成10	40,445
5	補助金	障害者福祉作業所運営補助金	障害者福祉作業所	福祉部・障害福祉室	昭和56	128,439
6	補助金	精神障害者小規模通所授産施設運営補助金	精神障害者小規模授産施設	福祉部・障害福祉室	平成14	108,038
7	補助金	私立保育所運営費補助金	私立保育所	福祉部・子育て支援室	昭和45	820,976
8	補助金	水資源関係経費補助金	枚方市水道局	環境保全部・衛生管理課	昭和56	196,506
9	補助金	枚方市市街地再開発事業補助金	施行者、再開発準備組織及び特定建築者	都市整備部・市街地整備課	平成17	(注1) -
10	補助金	自治会館建設助成金	火葬場建設事業地周辺地区及び第2清掃工場事業周辺地区の自治会	重点プロジェクト推進部・東部整備室	平成17	12,000
11	補助金	幼稚園就園奨励費補助金	保護者(公立)、幼稚園設置者(私立)	学校教育部・児童生徒課	昭和49	330,968
12	補助金	枚方市私立幼稚園幼児保育助成金	保護者	学校教育部・児童生徒課	昭和42	206,635
13	負担金	枚方寝屋川消防組合に対する負担金	枚方寝屋川消防組合	危機管理部	昭和23	4,632,580
14	負担金	電子入札システム運営事業負担金	大阪電子自治体推進協議会	財務部・総合契約検査室	平成15	12,128
15	負担金	北河内広域リサイクル共同処理事業負担金	北河内4市リサイクル施設組合	環境事業部・減量総務課	平成16	19,165
16	負担金	楠葉中宮線整備負担金	独立行政法人都市再生機構	土木部・道路整備課	平成16	28,051
17	負担金	車塚公園整備負担金	独立行政法人都市再生機構	土木部・公園みどり課	平成16	894,800
18	負担金	スポーツ振興センター負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	学校教育部・児童生徒課	昭和35	32,262
19	交付金	政務調査費(交付金)	枚方市議会議員	市議会事務局・庶務課	平成13	32,632
合 計						8,480,845

(注1) 表番号9「枚方市市街地再開発事業補助金」は平成17年度当初予算は計上していたが不執行であった。

## 第2 補助金等の全般管理に関する意見

### 1. 市全体の補助金等支出戦略

市では様々な、かつ多額の補助金等を支出しているが、補助金等支出に関する市としての全体戦略を策定すべきである。まず「第4次枚方市総合計画基本構想」等の長期的な計画を踏まえて、それらの施策の実現のための手段としての補助金等のあり方について検討する必要がある。

### 2. 補助金等交付規則（以下、「規則」という。）について

#### （1）補助制度の期限

補助制度に対して期限を付する、いわゆる「サンセット条項」についても規定するべきである。

#### （2）補助金等交付申請内容

補助金等の交付申請書には対象事業の公益性、補助金等の交付を受けることによる効果の試算、補助金等で賄われない部分の負担者・負担金額・負担方法の記載も必要である。

#### （3）検査方法及び検査記録様式

各交付所管課における検査方法の水準を確保するために、規則において検査方法を規定しておくことが必要である（（表番号2）（表番号5）（表番号6））。

#### （4）成績報告書提出期日

規則第14条では「補助事業者は、補助事業完了後2週間以内に又は交付の決定に係る3月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。」と規定している。3月末までの事業年度に対する運営費補助については、その成績報告を3月末日と規定することは実情に合っていない。実情に合うように補助事業実施の事実を3月末までに確認し、成績報告書及びその添付資料（決算報告書等）の提出期日を4月1日以降の適当な日までとすべきである（（表番号5）（表番号6）（表番号7））。

### 3. 補助金等一覧表の市民への開示

市民に分かりやすく説明するために市における補助金等の一覧表をホームページで開示すべきではないかと考える。

### 4. 少額補助金等について

市における100万円未満の補助金は49件（20,870千円）、負担金は282件（32,458千円）あり、これらの中には少額なるが故にその交付の必要性が十分に検討されないまま交付を継続しているものが含まれているかもしれない。今後は、少額補助金等の具体的な効果を確認したうえで、その必要性を検討することが求められる。例えば、交付する少額補助金等の金額と補助金等の交付事務に要する事務費の金額の合計が交付効果を獲得するためのコストであることを認識しているかどうかを検討することも一つの方法である。

## 5. 制度化後長期間経過している補助金等について

市における制度化後40年以上経過した補助金は12件(1,035,154千円)、負担金は21件(4,717,862千円)ある。補助金等は時代の変遷や社会経済環境の変化に伴いその内容や必要性も変化していくべきものと考えられるが、一旦制度化されると既得権化されて硬直的な運用になりやすいことが懸念される。制度化後長期間経過している補助金等については、その必要性の見直しを検討すべきである。

## 第3 各補助金等に対する結果及び意見の総括

### 1. 監査の結果

#### (1) 補助金精算の遅れについて(表番号3)

平成17年度決算における補助金交付額(944,622千円)には、平成15年度精算額(69,818千円)が含まれている。本来は、発生した年度に精算処理を行うべきものである。枚方市補助金等交付規則第14条及び第15条に適合していない。

#### (2) 補助金算定上の重複(表番号3)

基礎年金拠出金負担金が補助金算定基礎の経費に含まれており、算定が重複している。重複額は8,680千円(市による見積額)である。

#### (3) 実績報告書の入手遅れ(表番号7)

市は3月末日までに、実績報告書の提出を求めておらず、平成17年度においては、平成18年3月20日付事務連絡で、4月11日までに提出するように、各保育所に通知している。要綱において、3月末日までに実績報告書を市長に提出することを求めているが、当該要綱と不整合である。保育所に3月末日までに実績報告書の提出を求めることは現実的でないと考えられるので3月末日までに他の手段で履行の事実の確認を行い、その後実績報告書の提出を求め、補助金額を確定させるように要綱の見直しを図る必要がある。

### 2. 意見

#### (1) 補助判断基準の明確化(表番号2)

補助交付対象の決定について、要綱又は内規に透明性のある判断基準を規定し、公平性を確保することが求められる。

#### (2) 補助金の必要性に関する再検討について(表番号2)

当事業は市における農業の振興を図ることが目的であるが、市街化進行等に伴い、市における農業人口、農地面積は大きく減少傾向にある。農業だけでなく貯水、保水などの国土保全、地下水のかん養、自然環境の維持、防災等の多様な効果もあり、様々な面から見た当事業の評価が必要であろう。昭和39年当時から都市化等の農業を巡る様々な環境の変化が進行している現在、市の施策との関連を明らかにした上で当該補助金の必要性を再検討すべきである。

( 3 ) 補助対象施設に対する指導の充実 ( 表番号 5 ) ( 表番号 6 )

検査の前提条件として補助対象施設の運営状況の適切性( 職員体制、サービス内容の充実等 )、収入記録の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性( 使用の事実と用途区分 ) について現地へ出向いた調査・指導を行うべきである。

( 4 ) 入金チェックの強化について ( 表番号 18 )

児童生徒の保護者からの加入金( 保護者負担分 ) は各学校園で一旦預かり、各学校園から担当課へ全額送金している。現在、担当課では各学校園での保護者からの集金管理の状況についてはチェックをしていない。今後は各学校園で未収金の管理をしているかについて、担当課は各学校園に指導して、その管理状況をチェックしていくべきである。

( 5 ) 補助金の統合について ( 表番号 11 ) ( 表番号 12 )

相互に補完的な関係にある補助金であり、実質的な交付先及び目的が同じ補助金については、別制度として区分する積極的な必要性に乏しい。統合することで、交付事務の負担を軽くし、内容をさらに整備して合理的な助成として市民に対して理解しやすい制度とするべきである。

( 6 ) 市民病院の今後のあり方の検討 ( 表番号 3 )

枚方市民病院は、「市立枚方市民病院基本計画」で策定している「市民病院が果たすべき役割・機能」等を踏まえ、市民病院としての機能を選別し、当該選別した機能に対しては適切な補助金額を確定し、交付することが必要である。また、救急医療事業等における適切な受益者負担のあり方を検討するとともに、周辺市町と共に一部事務組合や協議会等を設立し、枚方市民病院を枚方市民のみならず近隣住民の福祉の向上を目指した広域的な救急医療センターとして位置づける、といった方法も検討に値すると考える。

以 上